

平成28年11月22日

# フロン排出抑制法への対応状況について

大阪府 環境農林水産部  
循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

# フロン排出抑制法の各主体の責務

## ○ エアコン等の所有者

機器の点検を行う等、**適正に管理**

## ● 国

エアコン等の適正管理等の義務について、所有者に対して普及啓発、適切な指導助言等

## ● 都道府県

所有者が、適正な管理を行うよう、立入指導  
フロン類の充填、回収を行う業者の登録、指導

# 法に基づく所有者(機器管理者)の義務等

- ① 全ての業務用機器に、簡易点検(3か月に1回以上の頻度)・記録簿への記載が義務付け
- ② 圧縮機が7.5kW(10馬力)以上の第一種特定製品は、専門家による定期点検(1年又は3年に1回以上)が必要
- ③ 会社全体で、1,000 CO<sub>2</sub>-t 以上、フロン類を追加充填した場合は、国に報告が必要
- ④ 第一種特定製品にフロン類を充填する場合、第一種フロン類充填回収業者の登録が必要
- ⑤ 第一種特定製品へのフロン類の充填は修理後

まずは、業務用冷蔵冷凍機・業務用エアコンの

所在

冷媒の種類

圧縮機能力

を把握

# フロン排出抑制法での立入検査の規定

## (立入検査)第92条

主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、フロン類若しくは指定製品の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所、第一種特定製品を設置する場所又はフロン類の充填、回収若しくは再生の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

# 機器管理者における対応状況(概要)①

- ◆ 昨年度から立入検査を実施(大規模事業所を中心)
- ◆ 昨年度と比べて、今年度は記録簿の整備や、簡易点検の実施が進んでいることが見受けられる

◎ 法律の周知がある程度進展しているものと思われる。

しかしながら、  
充填回収業者へのヒアリングでは、中小の事業者において取り組んでいない  
ところが存在するとのこと

# 機器管理者における対応状況(概要)②

## 立入検査で確認された例(法律が守られていない)

- 対象機器の把握が不十分
- 簡易点検の頻度が半年に1回
- 簡易点検を実施しているが、記録項目漏れ
- 定期点検を認識していたが、未実施(冷凍機器)
  - ⇒ エアコン(圧縮機の定格出力が7.5kW~50kWの機器)については、来年度(平成29年度)までに少なくとも1回定期点検を実施する必要あり
- 機器へのフロン類の充填について、充填回収業の登録が必要なことを認識していなかった
- 算定漏えい量を把握する体制が整備されていなかった

# 機器管理者における対応状況(概要)③

## 立入検査で確認された例(その他)

- 定期点検の実施が遅くなればなるほど、点検費用が高くなると予想し、全ての機器の定期点検を昨年度(平成27年度)中に実施
- 第一種特定製品の管理を行っていた社員に「冷媒フロン類取扱技術者」の資格を取得させ、必要な機材もそろえ、自社で定期点検を実施

## **第一種特定製品について**

**適正に管理ができているかが重要！**

**(漏えいしたことを問題にしているわけではありません)**